

革之折柄ニ付、たとへ先格等有之分ニ、而も御品減被下候儀も可有之候間、兼而其段相心得、支配
向下々迄も、御時節柄相辨、心得違無之様可申渡置候。

右之趣、頭々江可被達置候事、

〔幕朝故事談〕諸侯

忌中にて引込候と、父母の看病引とにて引候分は、皆勤の御褒美被下之律には不相成候、父母の
看病引は十日也、妻の看病引も十日なり、是は皆勤の筋に不相立也、

〔有徳院殿御實紀附録五〕恩賞を施さるゝも、くだくしくしなをたてらるゝは、ものをやぶさか
るやうに見えて人心服しがたし、すでに此頃有章院殿家徳川御廟の番せし先手頭の人々、宿直

の日數によりて差をさだめ、十日以上の者には時服三、その日數にみたざる者には時服二を賜
はりしとき、かゝる些細の事に御心を用ひ玉ひては、苛察に過るとも申べきか、またこたび私
をかまへし代官等を罪せられしは、ことほりなれど、かく賊罪の者を罪し玉はゞ、會計よくと、
のひ、いさいか私なき者には、褒美の賜にてもあらまほしきことにや、